

反社会的勢力排除に向けた上場制度及びその他上場制度の整備について

平成19年11月27日
株式会社東京証券取引所

趣旨

当取引所では、従来から上場審査を中心として反社会的勢力の排除に向けて取り組んでおりますが、証券取引等における反社会的勢力への実効的な対応及び犯罪の抑止が喫緊の課題となっている現状に鑑み、本年7月に公表された証券保安連絡会実務者会議中間報告「証券取引及び証券市場からの反社会的勢力の排除について」における提言等を踏まえ、反社会的勢力による証券市場の濫用を防止し、証券市場の秩序の維持及び信頼の向上を図る観点から上場制度を整備することとします。

加えて、当取引所が上場会社に改善報告書の提出を求めている場合において、いわゆるテクニカル上場により当該上場会社に代わって他の会社が上場したときは、当該他の会社が改善報告書の提出義務を引き継ぐこととするなど、テクニカル上場時における引継ぎの制度を明確化して整備するほか、最近においては外国会社を中心として特殊な企業グループ形態を有する会社の上場が増加することが想定されることから、そうした会社に対する上場審査の観点を全体的に整理して明確にし、あわせてそうした形態から生じるリスクについて投資者への周知徹底を図る仕組みを講じることとするなど、所要の改正を行うこととします。

上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券について、上場廃止基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

概要

項目	内容	備考
1. 反社会的勢力の排除に向けた対応 (1) 企業行動規範への規定等	<ul style="list-style-type: none">・ 企業行動規範に、上場会社は反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備及び個々の企業行動への反社会的勢力の介入防止に努める旨を規定することとします。・ 企業行動規範の整備に伴い、反社会的勢力排除に向けた上場審査の観点についても明確化を図ることとします。	従来、公益又は投資者保護の観点から行っていた上場審査の取扱いを明らかにするものです。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) コーポレート・ガバナンスに関する報告書における開示</p> <p>(3) 確認書制度の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の開示項目の一つである「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の一環として、反社会的勢力排除に向けた体制整備についての開示を行うものとします。 ・ 不適当な合併等に係る猶予期間内に上場審査基準に準じた審査の申請を行う者は、幹事である取引参加者が作成した当取引所所定の確認書を提出するものとします。 	<p>本年6月公表の政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」において、「反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付ける必要がある」との提言を踏まえて対応するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年4月末までにコーポレート・ガバナンスに関する報告書に当該内容を反映するものとします。 <p>当該確認書は、反社会的勢力との関係等について確認するものであり、新規上場審査時、市場変更審査時及び一部指定審査時においては既の実施しております。</p>
<p>2. テクニカル上場時における引継ぎ制度の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ テクニカル上場によって上場した会社は、次のaからdに掲げる場合に、当該aからdまでに掲げる事項を、原則として、テクニカル上場前の上場会社から引き継ぐことを規則上明らかにすることとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 改善報告書の提出を求められている場合 当該改善報告書の提出義務 b 過去5年以内に改善報告書を提出している場合 過去5年間における改善報告書の提出回数 c 不適当な合併等に係る猶予期間に入っている場合 当該猶予期間 d 特設注意市場銘柄、開示注意銘柄に指定されている場合 当該指定の状態（特設注意市場銘柄にあっては、当該指定期間における内部管理体制確認書の提出回数等を含む。） 	<p>過去5年以内に改善報告書を2回提出している会社が改善報告書の提出を求められるような状況となった場合には、上場廃止となります。</p> <p>3年間の猶予期間内に上場審査基準に準じた基準に適合しない場合は、上場廃止となります。</p> <p>特設注意市場銘柄指定中に内部管理体制確認書の提出を3回行った場合で、内部管理体制等に引き続き問題があるときは、上場廃止となります。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>3．特殊な企業グループ形態を有する会社への対応</p> <p>(1) 新規上場に係る継続性審査の明確化</p> <p>(2) リスク情報に関する報告書の提出等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業グループの形態が特殊な場合には、当該形態が事業活動の遂行を著しく妨げるものでないかどうかを新規上場に係る継続性審査で確認することとし、当該審査の観点を明確化することとします。 ・新規上場申請者は、当該新規上場申請者の企業グループの形態が特殊なことによって何らかのリスクが見込まれる場合には、当該内容を記載した報告書を新規上場承認時に提出することとし、当該報告書を公衆の縦覧に供することに同意するものとします。 ・上場後、当該報告書の内容に変更が生じた場合には、当該内容が軽微な場合を除き、その都度、修正するものとします。 	<p>特殊な企業グループ形態としては、外資規制により、いわゆる規制業種に属する中国企業が海外上場する場合にみられる形態(当該企業グループが出資関係ではなく、主に契約関係により成り立っている状態)などが挙げられます。</p> <p>・不適当な合併等に係る猶予期間内の上場審査基準に準じた審査、市場変更審査及び一部指定審査の中でも同様の対応を図ることとします。 当取引所ホームページでは当該報告書の常時掲載をはじめ、企業グループ形態の特殊性などのリスク情報の詳細な説明表示を行うこととします。</p>
<p>4．その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他所要の改正を行うものとします。 	

実施時期(予定)

- ・平成20年2月を目途に実施します。

以上